商号又は名称	••••
代表者	••••
所在地	東京都文京区所在の建設業者
許可番号	••••
処分内容	建設業許可の取消し
	(建設業法第29条の2第1項)
処分理由	当該建設業者について、建設業法第31条に基づく営業所調査を
	行ったが、営業所の所在地を確知することができなかった。その
	ため、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が
	確知できない事実を公告したが、その公告の日から30日を経過し
	ても申出がなかった。このことが、建設業法第29条の2第1項に
	該当する。